

て計画的な運営を行うことになり、市民の皆さんに過重な負担とサービスの低下をもたらすことになるため、このようなことは絶対に避けなければなりません。

年々減少する収入や国の制度改正などの新規に導入された施策などにより、市の財政負担は既に限界を超え、このような赤字体質では、今後新たに必要となる事業が始められないだけでなく、現在提供しているものでさえ提供できなくなってきたのです。直ちに歳入に見合った歳出構造に転換しなければ、財政破綻は必至であり、非常事態と言わざるを得ない状況となっております。

財政運営の正念場

このような中期財政見通しを受けて、極めて危機的な財政状況からの脱却と今後の新たな行政需要にも対応できる効率的で健全な財政運営基盤を早期に確立するため、「財政健全化計画」により平成22年度にかけて集中的に財政の健全化に取り組んでいきます。財政健全化に向けた具体的な方策は前ページ別表のとおりです。

実質公債費比率で、19・5%（県下15市中8番目）と基準である18%を超え、市債発行について許可が必要となったことから、実質公債費負担の適正な管理を計画的に行うため、「公債費負担適正化計画」を策定し、今後国の管理のもと計画範囲内で事業を実施することとなっております。

公債費負担適正化計画は、財政健全化計画から公債費部分について抜き出したもので、計画期間は、平成19年度から28年度の10年間とされています。

平成19年度までの市債発行予定分までの推計でも、平成23年度までは基準である18%を下回らない見込みとなっております。これは、下水道整備を短期間に集中して積極的に推進したことで、新たな元金償還が年々始まることにより、繰出金が大きく上昇することなどが、主な要因となっております。

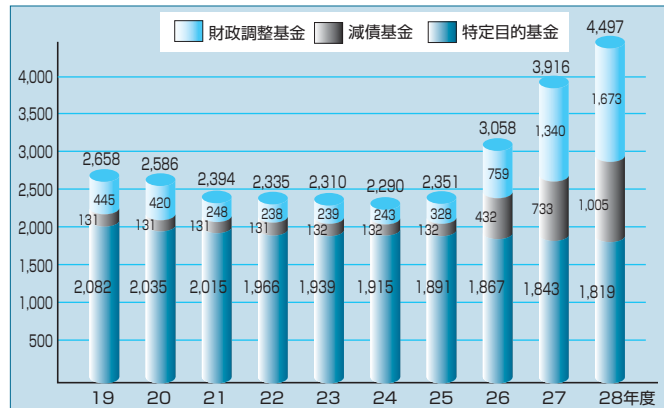
実質公債費負担の適正な管理の主な取り組みとして、平成19年度以降は、市債発行総額を原則その年度の元金償還額を下回る額とし、臨時財政対策債を除き計画期間中、年平均9億円程度とすることに

健全化に取り組む

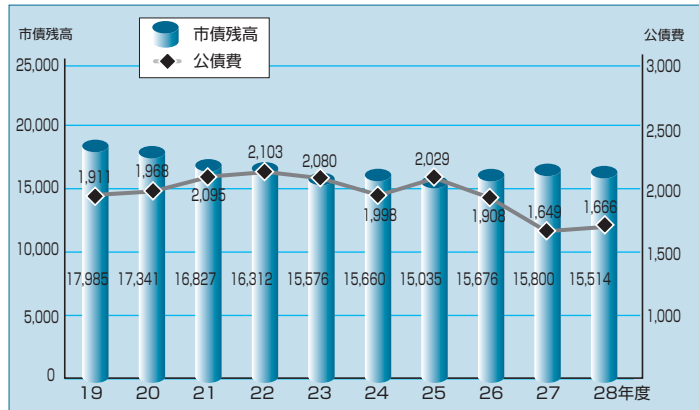
健全化計画による具体的方策を目標どおり実施した場合でも、平成23年度までは全ての財源不足の解消ができないため、基金の取り崩しにより収支の均衡を図る必要がありますが、わずかな財政調整基金を保ちながらの財政運営を続けなければなりません。

余裕のある財政運営を行うためには、健全化計画を上回る取り組みが必要となります。平成24年度

●基金残高の推移(財政健全化計画) (単位:百万円)



●市債残高・公債費の推移(財政健全化計画) (単位:百万円)



以降は財源不足も解消され、決算剰余金による基金への積み立ても可能となります。

市債発行の抑制効果は、取り組みの数年後に現れるため、公債費は平成22年度まで上昇し、平成26年度までは高い水準で推移しますが、公債費や市債残高とも中期財政見通しと比較すると大きく減少します。

公債費負担の適正化

本市は平成18年度決算における

ています。

また、市債発行総額を抑制するために、現計画の投資的事業を延期、縮小、廃止するなど財政健全化計画に沿って事業を計画的に実施し、財源として有利な合併特例債や過疎債を優先して活用するなど実質公債費比率への負担を軽減します。

さらに、下水道事業は、公共下水道整備の現計画を延伸し、事業費を縮小することで市債の発行を抑え、公債費に伴う繰出金の増加を抑制することとしています。

市民の皆さんへ

この結果、実質公債費比率については、平成23年度までは上昇しますが、平成26年度になると、18%未満となり許可団体から協議団体に移行する見込みとなっております。

財政の健全化は、市の緊急課題です。財政健全化の取り組みには、市税徴収率の向上はもちろん、事務事業の見直しに伴う市民サービスの改変や負担の増加、投資的事業の抑制に伴う社会資本整備の遅れなど、皆さんにご理解いただかなければ実現できないものがあるかもしれません。行政として担うべき役割はしっかりと担いつつ行政の効率化を優先し、市民サービスの低下を最小限に留めるよう努めますので、市民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

詳しい中期財政試算については、瀬戸内市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ先

市財政課 0869-22-3905

財政用語説明

- 三位一体改革
平成16年度から18年度にかけて行われ、地方が自主的・自立的な行政運営を行う地方分権の実現を目指し、国庫補助負担金、地方交付税、国から地方への税源移譲の3つの改革を一体的に見直す取り組みです。
- 地方交付税
地方が全国の一定の水準で行政運営ができるよう国から交付されるもので、一定の計算で金額が決まる普通交付税と災害などの特殊な事情に応じて金額が決まる特別交付税があります。
- 臨時財政対策債
地方交付税の削減による地方の財源不足を補填するため特例的に認められる市債で、この元利償還金の全額は普通交付税の算定の積算基礎に算入されます。
- 財政再建団体
赤字額が一定規模を超えた場合に指定され、国の管理の下で財政を再建するものです。本市の場合は、赤字額が約18億円を超えた場合に財政再建団体となります。
- 実質公債費比率
公債費と準元利償還金(公営企業への繰出金のうち元利償還金へ充てられたもの等)との合算から地方交付税で措置される公債費分

- 等を差し引いた値の一般財源に占める割合で、過去3カ年の平均で表し、18%を超えると市債発行に県の許可が必要となります。
- 合併特例債
合併後のまちづくりに必要な公共施設の整備など合併後10年間に限って借り入れることができる市債です。対象事業費の95%までの借り入れが可能で、将来の元利償還金の70%は普通交付税の算定の積算基礎に算入されます。
- 過疎債
平成21年度までに過疎地域(旧牛窓町地域)の自立促進のため、過疎計画に基づいて実施する事業の財源として借り入れることができる市債です。対象事業費の全額の借り入れが可能で、将来の元利償還金の70%は普通交付税の算定の積算基礎に算入されます。
- 財政調整基金・減債基金
財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。減債基金は、市債を計画的に償還するための基金です。
- 特定目的基金
目的に沿って積み立て運用するための基金です。合併後の地域振興などのために合併特例債を活用してまちづくり振興基金を積み立てています(積立総額19億4,400万円)。